

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 4 月24日
【会社名】	日本電産株式会社
【英訳名】	NIDEC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永守 重信
【本店の所在の場所】	京都府京都市南区久世殿城町 3 3 8 番地
【電話番号】	(0 7 5) 9 2 2 - 1 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 安井 琢人
【最寄りの連絡場所】	京都府京都市南区久世殿城町 3 3 8 番地
【電話番号】	(0 7 5) 9 2 2 - 1 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 安井 琢人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号)

1【提出理由】

当社（以下、「日本電産」といいます。）は、平成24年4月24日開催の取締役会において、日本電産を株式交換完全親会社とし、日本電産サンキョー株式会社（以下、「日本電産サンキョー」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で日本電産サンキョーとの間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本電産サンキョー株式会社
本店の所在地	長野県諏訪郡下諏訪町5329番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安川 員仁
資本金の額	35,270百万円（平成24年3月31日現在）
純資産の額（連結）	82,758百万円（平成24年3月31日現在）
純資産の額（単体）	70,151百万円（平成24年3月31日現在）
総資産の額（連結）	99,089百万円（平成24年3月31日現在）
総資産の額（単体）	82,825百万円（平成24年3月31日現在）
事業の内容	部品、機器装置の製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	76,202	92,142	81,926
営業利益（百万円）	7,389	11,253	6,234
経常利益（百万円）	7,199	10,118	6,158
当期純利益（百万円）	4,609	7,506	3,361

（単体）

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	47,130	63,601	57,504
営業利益（百万円）	2,864	6,230	1,076
経常利益（百万円）	3,767	6,142	1,740
当期純利益又は当期純損失（ ） （百万円）	2,581	4,102	196

（注）連結、単体ともに平成24年3月期の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益又は当期純損失については、平成24年4月24日付で日本電産サンキョーが公表した「平成24年3月期決算短信」に記載の数値であり、金融商品取引法の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成24年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
日本電産株式会社	74.65
株式会社八十二銀行	2.20
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 キャノン口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1.94
永守 重信	1.18
日本電産コパル株式会社	1.05

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	日本電産は日本電産サンキョーの発行済株式総数の74.65%を保有しています。
人的関係	日本電産の取締役2名、監査役1名及び顧問1名は、日本電産サンキョーの取締役2名及び監査役2名を兼任しております。
取引関係	キャッシュ・マネジメント・システム基本契約に基づく資金取引を行っております。

(2) 本株式交換の目的

日本電産は、1973年の創業以来、モータを中心とする「回るもの、動くもの」に特化した「世界No. 1の総合モーターメーカー」を目指すことを活動の指針として、精密小型モータから一般モータ、機器装置、電子・光学部品等と製品領域を拡大し、IT分野のみならず家電分野や自動車分野など幅広く事業を展開してまいりました。特に中核事業である精密小型モータ分野においては、日本電産サンキョーの前身である株式会社三協精機製作所を始め、高い技術力を持つ企業に対して積極的にM&Aを展開し、シナジー効果を追求、発揮することで事業拡大を果たしてまいりました。

一方、日本電産サンキョーは、HDD用流体動圧軸受(FDB)モータ分野に関して、独自の卓越した技術力や最新鋭の生産設備を有していたところ、効率的な経営体制の確立を目指し、平成15年8月に日本電産と資本提携に至りました。その後、連結子会社となり、同分野に関しては日本電産に集約し、日本電産サンキョーはステッピングモータや産業用ロボットなどの分野に経営資源を集中し、日本電産グループの業績拡大に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、経済のグローバル化が加速する状況において、日本電産サンキョーは、現在、日本電産グループが展開しているスリー新(新製品・新市場・新顧客)戦略に更に積極的に取り組み、グローバルマーケットへ積極的に参入し売上の拡大を図るとともに、製造プロセスにおける生産性の改善などを通じて収益力の向上を図る必要があります。これには、日本電産サンキョーが日本電産の完全子会社となり、両社間の連携をより一層強化し、効率的、かつ、迅速な意思決定に基づくグループ経営を実現させることが不可欠であると判断しました。本株式交換により、日本電産サンキョーは、これまで以上に日本電産との緊密な連携を保ち、広範な分野で協力関係を深めることで、日本電産サンキョーが得意とする事業領域における成長戦略を加速させることが可能となり、市場において一層の確固たる地位を確保できるものと考えています。その結果、両社の経営資源の共有化と投資効率の向上が図られ、日本電産グループの更なる業績の拡大を実現できるものと考えています。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

日本電産を株式交換完全親会社、日本電産サンキョーを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、日本電産については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、日本電産サンキョーについては平成24年6月18日開催予定の定時株主総会において承認を受けたうえで、平成24年10月1日を効力発生日とする予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社)	日本電産サンキョー株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.068

(注) 1. 株式の割当比率

日本電産サンキョーの株式1株に対して、日本電産の株式0.068株を割当て交付します。但し、日本電産が保有する日本電産サンキョー株式(平成24年3月31日現在 142,661,000株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付する日本電産の株式数

日本電産は、本株式交換により3,175,755株(予定)を割当て交付いたしますが、交付する株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行を行わない予定です。

なお、日本電産サンキョーは本株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、その保有する全ての自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を消却する予定です。

本株式交換によって割当て交付する株式数については、日本電産サンキョーによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、日本電産の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。日本電産の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、会社法第192条第1項の規定に基づき、日本電産に対しご所有の単元未満株式の買取りを請求することができます。

4. 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、日本電産の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる日本電産サンキョーの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。

本株式交換契約の内容

平成24年4月24日に日本電産が日本電産サンキョーとの間で、締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

日本電産株式会社（以下「甲」という。）及び日本電産サンキョー株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲

商号：日本電産株式会社

住所：京都市南区久世殿城町338番地

（2）乙

商号：日本電産サンキョー株式会社

住所：長野県諏訪郡下諏訪町5329番地

第3条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、平成24年10月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議の上、これを変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第4条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記録された株主（甲を除く。以下「基準時株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に0.068を乗じて得られる数（但し、1株に満たない端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.068株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

（1）資本金： 0円

（2）資本準備金：会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額

（3）利益準備金：0円

第6条（承認の手續）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、会社法第796条第4項の規定に従い甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、平成24年6月18日に開催が予定されている乙の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換手續の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（自己株式の処理）

乙は、基準時において乙が保有する全ての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）について、効力発生日前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定又は本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月24日

甲：京都市南区久世殿城町338番地
日本電産株式会社
代表取締役社長 永守 重信

乙：長野県諏訪郡下諏訪町5329番地
日本電産サンキョー株式会社
代表取締役社長 安川 員仁

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、日本電産はアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（以下、「E&Y TAS」といいます。）を、日本電産サンキョーはデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー株式会社（以下、「トーマツFA」といいます。）を、株式交換比率の第三者算定機関として選定しました。

E&Y TASは、日本電産及び日本電産サンキョーについて、市場株価法（平成24年4月23日を評価基準日とし、日本電産及び日本電産サンキョーの業績修正発表のあった平成24年1月24日の翌日から基準日までを採用期間としています。）、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）及び類似会社比準法を採用して算定を行いました。なお、E&Y TASがDCF法による算定において前提とした日本電産及び日本電産サンキョーの両社の利益計画は、2013年3月期において東北地方太平洋沖地震及びタイの洪水等の反動により一時的に大幅な増益を見込んでおりますが、それ以降の計画期において大幅な増減益は見込んでおりません。

下記の算定レンジは、日本電産サンキョーの株式1株に割当てられる日本電産の株式の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.062～0.076
D C F 法	0.047～0.073
類似会社比準法	0.055～0.084

E&Y TASは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、トーマツFAは、日本電産サンキョー及び日本電産について、日本電産サンキョーが東京証券取引所に、日本電産が東京証券取引所、大阪証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場しており、市場株価が存在していることから、市場株価法（平成24年4月23日を算定基準日として、算定基準日以前の1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値（日本電産については大阪証券取引所の終値）の単純平均を採用しています。）を採用しました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。なお、トーマツFAがDCF法による算定において前提とした日本電産サンキョー及び日本電産の両社の利益計画は、2013年3月期において東北地方太平洋沖地震及びタイの洪水等の反動により一時的に大幅な増益を見込んでおりますが、それ以降の計画期において大幅な増減益は見込んでおりません。

下記の算定レンジは、日本電産サンキョーの株式1株に割当てられる日本電産の株式の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.066～0.072
D C F 法	0.053～0.083

トーマツFAは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、トーマツFAによる株式交換比率の算定は、平成24年4月23日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、トーマツFAは、日本電産サンキョーの取締役会からの依頼に基づき、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換比率が、日本電産サンキョーの支配株主等（東京証券取引所有価証券上場規程441条の2及び同施行規則第436条の3にいう「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます。）を除く、日本電産サンキョーの株主にとって財務的見地から公正である旨の平成24年4月23日付の意見書（フェアネス・オピニオン）を日本電産サンキョーの取締役会に提出しております。

これらの算定結果を踏まえ、両社で真摯に交渉・協議した結果、最終的に本株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意しました。

算定機関との関係

E&Y TAS及びトーマツFAはいずれも、日本電産及び日本電産サンキョーからは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本電産株式会社
本店所在地	京都市南区久世殿城町338番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 永守 重信
資本金の額	66,551百万円
純資産の額（連結）	現時点では確定しておりません。
純資産の額（単体）	現時点では確定しておりません。
総資産の額（連結）	現時点では確定しておりません。
総資産の額（単体）	現時点では確定しておりません。
事業内容	精密小型モータ、一般モータ、機器装置、電子・光学部品の開発・製造販売

以上